

# 静岡県立大学情報ネットワーク利用規程

平成19年4月1日 規程第94号

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県立大学の情報ネットワークの利用に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において使用される用語の定義は、次による。

(1) コンピュータネットワーク接続情報処理機器をいう。

(利用目的)

第3条 情報ネットワーク利用は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 教育
- (2) 研究（卒業研究を含む）
- (3) 大学事務
- (4) 図書館事務及び図書検索
- (5) その他学長が認めたもの

(利用者の範囲)

第4条 情報ネットワークを利用することができる者は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学生
- (3) その他学長が認めたもの

(管理担当)

第5条 情報ネットワークの円滑な管理及び運用を図るため各部局にネットワーク管理担当者（以下「管理担当者」という）を置くものとする。

2 管理担当者は、情報センター運営委員をもって充てる。

3 管理担当者は、当該部局における次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 学内ネットワークの管理及び運用に関すること。
- (2) 学内ネットワークに重大な支障を及ぼすおそれがある場合に、ネットワーク回線の遮断を含む必要な処置をとること。
- (3) 各部局の管理担当者は、上記業務を遂行するために別に管理実務者を置くことができる。ただし、当該部局のネットワーク管理責任者は管理担当者となる。

(遵守事項)

第6条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この規程に定める利用目的以外に情報ネットワークを利用しないこと。
- (2) 自己のユーザID及びパスワードを貸与、販売、譲渡等により第三者に使用させないこと。
- (3) ユーザIDやパスワードは、各自が責任を持って管理すること。
- (4) 本学が所有又は管理する情報ネットワークやコンピュータのシステムを変更しないこと。
- (5) 本学が所有又は管理するソフトウェアを複製しないこと。

- (6) 情報ネットワーク管理・運営に重大な支障を与える行為をしないこと。
- (7) 情報ネットワークを利用して第三者に迷惑又は損害を与える行為をしないこと。
- (8) コンピュータウィルス対策などのセキュリティ保持に責任を持って努めること。

2 利用者は、情報ネットワークやコンピュータに異常又は障害を発見したときは、速やかに管理担当者に報告しなければならない。

(利用登録の取り消し等)

第7条 学長は、利用者がこの規程に違反し、又は情報ネットワークの運用に重大な支障を及ぼすおそれがあると判断したときは、登録を取り消し、又は一定期間利用を停止することができる。

(情報ネットワーク接続のための端末機器の設置)

第8条 情報ネットワークに接続を行うための機器の設置に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、情報ネットワークの利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から適用する。